県営住宅集会所における子供の居場所づくりに係る基本事項

　県営住宅の入居者の福利厚生に資する取組の一つとして、県営住宅自治会が管理する集会所を子供の居場所づくりの目的で活用する場合の基本事項は以下のとおり。

第１　子供の居場所づくりの定義

子供の居場所づくりとは、県営住宅の入居者の福利厚生等に関する取組みの一つとしてＮＰＯ法人やボランティア団体等により県営住宅に居住する子供を含む地域の子供を主な対象として、学習支援やプレイパークなどを無償等で提供する活動とする。

第２　集会所の活用

　県営住宅の集会所を管理する自治会（以下、「集会所管理自治会」という。）が、子供の居場所づくりの実施を承諾している場合に、県は子供の居場所づくりのために当該県営住宅の集会所を活用することについて承認する。

第３　役割分担

　　県及び集会所管理自治会は、善良なる管理者の注意をもって、自らが管理する県営住宅集会所を子供の居場所づくりを行う運営団体（以下「運営団体」という。）に提供する。

２　運営団体は、運営に必要なスタッフを配置し、子供の居場所づくりの運営を行う。

３　運営団体は、県営住宅の入居者に対して、対象となる子供の募集を行う。募集案内の方法は、集会所管理自治会と協議する。

第４　集会所の使用

　　運営団体は、集会所の使用に際しては、埼玉県県営住宅集会室管理要綱、及び集会所管理自治会のルールに従う。

２　運営団体は参加する子供等の安心・安全に配慮した運営を行うとともに、集会所の損傷の防止を図る。

第５　運営上の注意事項

　運営団体は次の各号に注意して子供の居場所づくりを運営する。

（１）参加者のケガや事故などの防止に努め、安心・安全に配慮した運営を行うこと

（２）集会所の損傷の防止を図ること

（３）集会所には、保安上危険なもの又は衛生上有害なものを持ち込まないこと

（４）火災等の事故発生防止のため、必要な注意を払うこと

（５）近隣者に迷惑をかける行為をしないこと

（６）飲食物を提供する場合は衛生管理に留意し、必要に応じて管轄する保健所に相談するなど事故の防止に努めること

（７）関係行政機関、警察、消防等と連携できる体制をとり、必要に応じて適宜連携すること

第６　費用負担

　運営団体が子供の居場所づくりの目的で使用する場合の集会所の使用料は、無料とする。ただし、集会所の使用に伴う電気料、ガス料及び水道料等の費用は、使用者である運営団体の負担とする。

２　前項のほか、子供の居場所づくりの運営にかかる一切の費用は、運営団体が負担する。

３　集会所の使用に伴い運営団体が負担する光熱水費の額については、運営団体と集会所管理自治会が別に協議して定める。

第７　運営に関する届出

　運営団体は、次の各号に掲げる届又は報告を県に対し行う。

（１）運営を開始する場合は、開始する前月２０日までに運営開始届（様式第１号） を提出する。

（２）子供の居場所づくりを開催した場合は、当月の運営実績を翌月１０日までに運営報告書（様式第２号）により報告する。

（３）県に届け出ている内容に変更が生じた場合は当該事由が生じた翌月１０日までに変更届 （様式第３号）を提出する。

第８　守秘義務

　運営団体は、利用者の個人情報を知りえた場合その秘密を保持し、知りえた情報が外部に漏洩することのないよう、その取扱いに十分注意し適切に管理するものとする。

第９　協議・協力

　県は、必要に応じ、運営団体、集会所管理自治会及び県による協議の場を設けることができる

２　運営団体及び集会所管理自治会は、県から求められた場合は必要な協力をする。

第１０　集会所の使用方法

　集会所の使用は次の各号によるものとする。

（１）集会所を使用する場合は、集会所入退室管理簿（様式第４号）に入退室時間等を記入する。

（２）運営団体が集会所の鍵を管理する場合は、鍵管理者届出書（様式第５号）により県に届け出る。

（３）運営にあたり必要な物品の常設や保管の可否については集会所管理自治会と協議する。

（４）運営団体が搬入した物品等は、運営団体の責任において持ち帰るものとする。

（５）集会所を使用した後は、清掃を行い、火の元及び戸締り等の点検を行う。

（６）駐車場を使用する場合は、自治会と協議して指定の場所に駐車する。

（７）その他集会所の使用に関しては、自治会の指示に従うものとする。

第１１　運営上の事故等の対応

　　運営にあたり生じた事件・事故・苦情等（以下「運営上の事故等」という。）については、運営団体が誠意をもって対応する。

２　運営団体は、運営上の事故等が生じた場合は、事故等報告書（様式第６号）を作成し、すみやかに県及び集会所管理自治会へ報告しなければならない。なお、緊急を要する場合は、緊急連絡先に連絡すること。

３　運営上の事故等に関して生じた損害賠償責任は、運営団体がその相手方に賠償する。

４　運営団体は、参加者及び参加スタッフ、ボランティア等に係る事故や物品破損等に備えた損害賠償保険に加入する。

第１２　集会所の原状回復

　運営団体の故意又は過失により集会所の設備又は県営住宅内の施設等を損傷した場合は、運営団体の責任において原状回復しなければならない。

２　前項の修繕を行う際は、事前に県に協議するものとする。ただし、緊急的に修繕が必要な場合はこの限りではない。

３　第１項の修繕にかかる費用は、運営団体が負担するものとする。

４　第１項の修繕が完了した時は、県に報告し県の確認を得るものとする。

第１３　運営期間

　　運営団体が集会所を使用して子供の居場所づくりを運営する場合の運営期間は運営開始から1年間とし、運営団体、集会所管理自治会及び県のいずれからも申し出がない場合は1年間延長するものとする。

２　子供の居場所づくりの運営を休止又は廃止しようとする場合は、休止又は廃止しようとする３か月前までに休廃止届（様式第７号）により県に届け出る。

　第１４　使用の取り消し

　　県又は集会所管理自治会は、管理上支障があると認めたときは、集会所の使用承認を取り消し、又は使用を停止させることができる。

２　県又は集会所管理自治会から当事業を中止する旨の通知を受けたときは、運営を取りやめること。

第１５　その他

　　この基本事項に定めのない事項については、県、運営団体、及び集会所管理自治会が協議のうえ定めるものとする。

　　上記の各項目について了知の上、適切に県営住宅集会所における子供の居場所づくりを運営します。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　運営団体　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者名　 　　　　　　　　　　印

（上記について了諾しました。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　自治会　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　自治会名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 会長　　 　　　　　　　　　　印　）